

目 次

津市告示

公示送達

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

津市農業共済園芸施設共済掛金率

放置自転車等の撤去及び保管

津市議会定例会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

津市下水道排水設備指定工事店の取り消し

津市公告

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

津市森林整備計画変更計画書（案）の縦覧

津市納税催告センター運營業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

津市水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部の改正

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿からの抹消者

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え

榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録の移替え

津市告示第 2 6 号

下記の者の差押書及び差押解除通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押書、差押解除通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 2 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3 0 9 2 栄町桜橋第 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市桜橋二丁目 149 番地先から 津市桜橋二丁目 206 番地先まで	旧	5.3～7.3	298.0
津市桜橋二丁目 149 番地先から 津市桜橋二丁目 206 番地先まで	新	6.6～8.9	298.0

2 路線名 5 2 5 1 片田田中久保町線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市片田田中町字笹村 33 番 2 地先から 津市片田田中町字笹村 45 番 1 地先まで	旧	4.4～6.2	15.0
津市片田田中町字笹村 33 番 2 地先から 津市片田田中町字笹村 45 番 1 地先まで	新	9.0～50.0	15.0

津市告示第 2 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 2 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
3 0 9 2	栄町桜橋第 2 号線	津市桜橋二丁目 149 番地先から	平成 2 7 年 2 月 2 0 日
		津市桜橋二丁目 206 番地先まで	
1 2 7 4	浜田長岡線	津市長岡町字小黑 800 番 441 地 先から	平成 2 7 年 2 月 2 0 日
		津市長岡町字小黑 1503 番 47 地 先まで	

津市告示第 29 号

津市農業共済園芸施設共済掛金率を津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）第 132 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 27 年 2 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

特定園芸施設 の 区 分	共済目的等による種別		危険段 階区分	危険 指数	共済掛金率 (%)
ガラス室Ⅰ類 (木造)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		0.411
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率		1.281
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率		1.158
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.151
	園芸施設復旧費用額に係るも の		基準共済掛金率		0.411
ガラス室Ⅱ類 (鉄骨)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		0.159
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率		1.358
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率		0.633
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.022
	園芸施設復旧費用額に係るも の		基準共済掛金率		0.159
プラスチック ハウスⅠ類 (木竹)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率		4.519
	施設内農作物 に係るもの	病虫害を事故除 外しないもの	基準共済掛金率		3.822
		病虫害を事故除 外するもの	基準共済掛金率		2.169
	特定園芸施設撤去費用に係る もの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.298
	園芸施設復旧費用額に係るも の		基準共済掛金率		1.943

プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	2.900	5.985
			2	1.401	2.892
			3	1.000	2.064
			基準共済掛金率		2.466
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		2.534
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		2.281
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		1.165
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率		1.011
プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	2.000	4.275
			2	1.217	2.601
			3	1.000	2.137
			基準共済掛金率		2.403
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		6.039
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率		5.288
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率		0.762
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率		0.642
プラスチックハウスⅣ類甲 (鉄骨中・軟)	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		1	2.600	1.945
			2	1.366	1.022
			3	1.000	0.748
			基準共済掛金率		0.906
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率		3.200

		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	2.676
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.223
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率	0.370
プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.513
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	1.932
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	1.469
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.166
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率	0.318
プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	0.286
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	1.361
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	0.649
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.054
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率	0.153
プラスチックハウスⅥ類（雨よけ等）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	8.430
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	8.093
		病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	4.286
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）		基準共済掛金率	0.638
	園芸施設復旧費用額に係るもの		基準共済掛金率	2.909
プラスチックハウスⅦ類（多目的ネットハウス）	特定園芸施設及び附帯施設に係るもの		基準共済掛金率	6.744
	施設内農作物に係るもの	病虫害を事故除外しないもの	基準共済掛金率	9.059

	病虫害を事故除外するもの	基準共済掛金率	6.273
	特定園芸施設撤去費用に係るもの（撤去費用有）	基準共済掛金率	0.680
	園芸施設復旧費用額に係るもの	基準共済掛金率	3.401

適用 この共済掛金率は、平成27年2月1日以後、共済責任期間の開始するものから適用する。

津市告示第 30 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 12 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 16 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 27 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 2 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 2 月 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 27 年 2 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 2 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 27 年 2 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 2 月 10 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 27 年 2 月 13 日

2 保管期間

告示の日から 90 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 3 1 号

平成 2 7 年第 1 回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 2 7 年 2 月 2 7 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

津市告示第 3 2 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 0 2 5 0 3 1	平成 2 6 年 1 0 月 1 日	平成 2 7 年 2 月 4 日

下記の者の充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年2月24日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇	差押調書（謄本） 配当計算書（謄本） 充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇	差押調書（謄本） 配当計算書（謄本） 充当通知書

津市告示第 3 4 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定を取り消したので、同条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定を取り消した工事店

工 事 店 名	所 在 地	取消し年月日
有限会社 松井設備	四日市市日永西 一丁目 7 番 1 号	平成 2 7 年 2 月 2 4 日

津市公告第 1 7 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

平成 2 7 年 2 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 7 年 2 月 1 8 日から平成 2 7 年 3 月 2 0 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

津市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 2 月 12 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市南が丘一丁目 22 番 5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号
三井ホーム株式会社
代表取締役 市川 俊英

津市公告第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 2 月 12 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居北口町洗ヶ瀬 897 番 2 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居井戸山町 301 番地 9
阪口 宰

津市公告第 20 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 19 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 2 月 13 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市あのかつ台三丁目地内（中勢北部サイエンスシティ第 1 期事業 3-7 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市河芸町浜田 808 番地
津市土地開発公社
理事長 葛西 豊一

津市公告第 2 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 1 0 条の 6 第 3 項の規定により、津市森林整備計画を変更したいので、同法第 1 0 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林計画変更の案を平成 2 7 年 2 月 2 3 日から平成 2 7 年 3 月 1 9 日まで公衆の縦覧に供します。

なお、当該森林計画変更の案に意見がある者は、同法第 6 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 2 7 年 2 月 2 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 津市森林整備計画変更の案の縦覧場所
津市農林水産部林業振興室

津市公告第 22 号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市納税催告センター運營業務委託

(2) 業務委託の概要

次の各号にある公権力の行使に当たらない滞納者への電話による納税の呼びかけ（以下「電話催告」という。）と関連業務を行う。

業務の詳細については、別紙仕様書のとおり。

(3) 業務の委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（36 ヶ月）

（この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び令第 167 条の 17 及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年津市条例第 319 号）第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約である。）

- ① この契約は、契約期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力を生ずる。
- ② 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する法人とする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人に税金の滞納がないこと。（国税・都道府県税・市町村税等が完納

であること。)

(3) 業務実績

平成26年度～平成22年度の間に、地方公共団体との間で、地方税の電話催告を受託し完了した実績（1年以上かつ1年間に10,000件以上の通話件数の実績）を有すること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64号の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て又は通告がなされていない者であること。

(5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。

(6) 日本工業規格（JIS Q 15001）に適合するプライバシーマークを取得していること。

(7) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること、又は特定労働者派遣事業の届出がされていること。

3 本件入札の参加申し込みに係る書類の配布

(1) 期間

平成27年2月25日（水）から平成27年3月10日（火）まで

(2) 場所

津市政策財務部収税課

（〒514-8611 津市西丸之内23番1号津市役所2階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

（津市ホームページ トピックス www.info.city.tsu.mie.jp）

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

① 提出期限

平成 27 年 3 月 3 日（火）午後 5 時 15 分まで

② 提出場所

津市政策財務部収税課整理担当（〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市役所 2 階）

③ 提出方法

仕様書に関する質問書（第 1 号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はファクシミリ（電子メールの場合は、押印がわかるように第 1 号様式を PDF ファイル等に複写すること。）により提出すること。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3135@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 059-229-3331

④ その他

電話、口頭による質問・提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書はこれを受け付けません。また、郵送・電子メール・ファクシミリの場合は電話等で到着の確認を必ず行うこと。

(2) 質問に対する回答

① 回答期日

平成 27 年 3 月 5 日（木）

② 回答方法

津市ホームページで公開します。再質問は受け付けませんので、質問内容を明確に記載すること。（質問者名は非公開とします。）

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

平成 27 年 3 月 10 日（火）午後 5 時 15 分まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を

負いませので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市政策財務部収税課整理担当（〒514-8611 津市西丸之内23番1号
津市役所2階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出すること。
ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。
なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、⑤から⑦までの書類の省略をすることができるので、その旨を①の書類に記載すること。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出すること。

① 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

② 宣誓書（第3号様式）

③ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、1年以上の期間受託し、業務が完了していることを証明するものとして委託業務完了確認書等及び年間の通話件数のわかる書類を添付すること。（コピー可）

④ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に変えることができる。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限る。⑤⑥についても同じ。）

ア 国税に関する証明書

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）

イ 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

⑤ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

⑥ 印鑑証明書（コピー可）

⑦ 使用印鑑届（様式第5号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

⑧ 日本工業規格（JIS Q 15001）に適合するプライバシーマークを取得していることのわかる書類。（コピー可）

⑨ 一般労働者派遣事業の許可を受けていること、又は特定労働者派遣事業の届出がされていることが分かる書類。（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成27年3月16日までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）により通知します。（入札者確認票（7号様式）入札書（第8号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成27年3月18日（水）午前11時00分から

(2) 場所

津市51会議室（本庁5階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約の締結に際し契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納入しなければならない。ただし、規則 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 その他注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第 8 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額を鮮明に表示し、封筒（競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に 3 箇所の封印をすること。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示すること。

また、再度入札（原則として 2 回）に備えて、入札書の予備を準備しておくこと。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者の決定は、予定価格内の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が 2 者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を延期又は中止した場合における見積もりに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (5) その他入札に関する詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒 5 1 4 - 8 6 1 1	三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号 政策財務部収税課整理担当 篠原
電話番号	0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 3 5
F A X	0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 1
メールアドレス	229-3135@city.tsu.lg.jp

津市公告第 23 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 2 月 25 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 27 年 2 月 19 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居小野辺町字東花領下 1748 番ほか 20 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市春日町三丁目 176 番地 34 号
株式会社リアルジャパン
代表取締役 高橋 栄

津市水道局告示第 1 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 7 年 2 月 2 5 日

津市水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社コーラル リーフ	津市観音寺町 4 4 6 番地 7 8	平成 27 年 2 月 13 日

津市教育委員会告示第1号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成27年2月20日

津市教育委員会

委員長 石 井 雅 子

- 1 招集の日時 平成27年2月21日（土） 午後2時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育委員会委員長の選任について

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成27年2月23日

津市教育委員会

委員長 坪 井 守

- 1 招集の日時 平成27年2月24日（火） 午前10時30分から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）津市スポーツ推進計画（案）に係る意見について
 - （2）津市教育委員会点検・評価について
 - （3）地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について
 - （4）平成26年度津市一般会計補正予算（第9号）＜教委所管分＞について
 - （5）平成27年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について
 - （6）平成27年度教育方針について

津市選挙管理委員会告示第3号

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

表津の部中

「

第26投票区	小森南第1、小森南第2、西里ノ上、西里ノ上北、西里ノ上西、西里ノ上中、中山、小森山、小森向山苑	を
--------	---	---

」

「

第26投票区	西里ノ上、西里ノ上北、西里ノ上西、西里ノ上中、小森山、小森向山苑	に、
第27投票区	小森南第1、小森南第2、中山	」

「第27投票区」を「第28投票区」に、「第28投票区」を「第29投票区」に、「第29投票区」を「第30投票区」に、「第30投票区」を「第31投票区」に、「第31投票区」を「第32投票区」に、「第32投票区」を「第33投票区」に、「第33投票区」を「第34投票区」に、「第34投票区」を「第35投票区」に、「第35投票区」を「第36投票区」に、「第36投票区」を「第37投票区」に、「第37投票区」を「第38投票区」に、「第38投票区」を「第39投票区」に、「第39投票区」を「第40投票区」に、「第40投票区」を「第41投票区」に、「第41投票区」を「第42投票区」に、「第42投票区」を「第43投票区」に、「第43投票区」を「第44投票区」に、「第44投票区」を「第45投票区」に、「第45投票区」を「第46投票区」に、「第46投票区」を「第47投票区」に改め、同表河芸の部中「第47投票区」を「第48投票区」に、「第48投票区」を「第49投票区」に、「第49投票区」を「第50投票区」に、「第50投票区」を「第51投票区」に、「第51投票区」を「第52投票区」に、「第52投票区」を「第53投票区」に、「第53投票区」を「第54投票区」に、「第54投票区」を「第55投票区」に改め、同表芸濃の部中「第55投票区」を「第56

投票区」に、「第５６投票区」を「第５７投票区」に、「第５７投票区」を「第５８投票区」に、「第５８投票区」を「第５９投票区」に、「第５９投票区」を「第６０投票区」に改め、同表美里の部中「第６０投票区」を「第６１投票区」に、「第６１投票区」を「第６２投票区」に、「第６２投票区」を「第６３投票区」に改め、同表安濃の部中「第６３投票区」を「第６４投票区」に、「第６４投票区」を「第６５投票区」に、「第６５投票区」を「第６６投票区」に、「第６６投票区」を「第６７投票区」に改め、同表久居の部中「第６７投票区」を「第６８投票区」に、「第６８投票区」を「第６９投票区」に、「第６９投票区」を「第７０投票区」に、「第７０投票区」を「第７１投票区」に、「第７１投票区」を「第７２投票区」に、「第７２投票区」を「第７３投票区」に、「第７３投票区」を「第７４投票区」に、「第７４投票区」を「第７５投票区」に、「第７５投票区」を「第７６投票区」に、「第７６投票区」を「第７７投票区」に、「第７７投票区」を「第７８投票区」に、「第７８投票区」を「第７９投票区」に、「第７９投票区」を「第８０投票区」に、「第８０投票区」を「第８１投票区」に、「第８１投票区」を「第８２投票区」に、「第８２投票区」を「第８３投票区」に、「第８３投票区」を「第８４投票区」に、「第８４投票区」を「第８５投票区」に、「第８５投票区」を「第８６投票区」に、「第８６投票区」を「第８７投票区」に、「第８７投票区」を「第８８投票区」に、「第８８投票区」を「第８９投票区」に改め、同表香良洲の部中「第８９投票区」を「第９０投票区」に、「第９０投票区」を「第９１投票区」に改め、同表一志の部中「第９１投票区」を「第９２投票区」に、「第９２投票区」を「第９３投票区」に、「第９３投票区」を「第９４投票区」に、「第９４投票区」を「第９５投票区」に、「第９５投票区」を「第９６投票区」に、「第９６投票区」を「第９７投票区」に、「第９７投票区」を「第９８投票区」に、「第９８投票区」を「第９９投票区」に、「第９９投票区」を「第１００投票区」に、「第１００投票区」を「第１０１投票区」に、「第１０１投票区」を「第１０２投票区」に、「第１０２投票区」を「第１０３投票区」に改め、同表白山の部中「第１０３投票区」を「第１０４投票区」に、「第１０４投票区」を「第１０５投票区」に、「第１０５投票区」を「第１０６投票区」に、「第１０６投票区」を「第１０７投票区」に、「第１０７投票区」を「第１０８投票区」に、「第１０８投票区」を「第１０９投票区」に、「第１０９投票区」を「第１１０投票区」に改め、同表美杉の部中「第１１０投票区」を「第１１１投票区」に、「第１１１投票区」を「第１１２投票区」に、「第

「第 1 1 2 投票区」を「第 1 1 3 投票区」に、「第 1 1 3 投票区」を「第 1 1 4 投票区」に、「第 1 1 4 投票区」を「第 1 1 5 投票区」に、「第 1 1 5 投票区」を「第 1 1 6 投票区」に、「第 1 1 6 投票区」を「第 1 1 7 投票区」に、「第 1 1 7 投票区」を「第 1 1 8 投票区」に、「第 1 1 8 投票区」を「第 1 1 9 投票区」に、「第 1 1 9 投票区」を「第 1 2 0 投票区」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により
在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月
日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2
項の規定により告示する。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
1 人	0 人	1 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成27年2月19日

津市選挙管理委員会告示第7号

平成27年4月12日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

移替えをしない期間 平成27年3月6日から同年4月12日まで

津市選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月22日執行予定の榊原財産区議会議員選挙に関し、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

平成27年2月19日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

移替えをしない期間 平成27年3月2日から3月22日まで